

公益社団法人山梨科学アカデミー定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人山梨科学アカデミー（以下「アカデミー」という。）という。

(事務所)

第2条 アカデミーは、主たる事務所を山梨県甲府市に置く。

(目的)

第3条 アカデミーは、科学の振興に係る研究の発表並びに情報の交換及び提供など、科学に携わる人々の交流を促進し、研究を支援する活動を行うとともに、科学に関する知識の啓発を行うことにより、山梨県における科学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 アカデミーは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 科学の振興に関する各種集会の開催
- (2) 科学に関する情報の提供
- (3) 科学を担う人材の育成及び顕彰
- (4) 科学に関する知識の啓発
- (5) その他アカデミーの目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(資格)

第5条 アカデミーの目的に賛同する、山梨県に在住ないしはゆかりのある個人又は団体であることをもって、アカデミーの会員たる基本的な資格とする。

(種別)

第6条 アカデミーの会員は、次の4種とする。

- (1) 正会員 アカデミーの目的に賛同する者で、科学に関して学識を持つもの
- (2) 賛助会員 アカデミーの目的に賛同する個人又は団体
- (3) 特別会員 アカデミーの目的に関連があると理事会が認める行政関係者
- (4) 名誉会員 アカデミーに対し特に功労のあった者で、理事会において推薦されたもの

2 前項の会員のうち、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）の規定による社員とする。

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員となろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会において承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (3) 死亡し、失踪宣告を受け、又はアカデミーが解散したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により、除名することができる。この場合において、当該会員に対し、当該総会の日から2週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) アカデミーの定款又は規則に違反したとき。
- (2) アカデミーの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種類及び定数)

第13条 アカデミーに次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を会長とする。
 - 3 会長を除く理事のうち3名以内を副会長とする。
 - 4 会長及び副会長を除く理事のうち1名を常任理事とする。

5 第2項の会長をもって法人法の規定による代表理事とし、前項の常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

4 理事に変更があったときは、2週間以内に登記しなければならない。

(役員の職務)

第15条 会長は、アカデミーを代表し、アカデミーの業務（以下「会務」という。）を統括する。

2 副会長は、会長を補佐して会務を掌理する。

3 常任理事は、理事会の決議に基づき、会務を執行する。

4 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。また、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、別に定める順序によってその職務を代行する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 計算書類等を監査すること。

(2) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成すること。

(3) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要があると認めるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

(5) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。

(役員の任期)

第16条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会で、法人法第36条第1項の規定による定時社員総会として開催するものの終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された役員の任期は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第17条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(名誉会長及び顧問)

第18条 アカデミーに名誉会長及び顧問を置くことができる。

2 名誉会長は、会長の相談に応じる。

3 顧問は、理事会に出席し、参考意見を述べることができる。

4 名誉会長及び顧問の選任及び解任は、理事会の決議によるものとする。

5 会長は、前項の決議があったときは、総会にその旨を報告しなければならない。

(報酬等)

第19条 役員及び名誉会長は無報酬とする。ただし、顧問及び常任理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬の支給の基準に従って算定した額を支給することができる。

2 役員及び名誉会長に対しては、総会において定める基準に従って費用を弁償することができる。

第4章 総会

(種別)

第20条 アカデミーの総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2 前項の総会をもって、法人法の規定による社員総会とする。

(総会の構成等)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員の選任又は解任
- (3) 役員の報酬の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 長期借入金の借入れ
- (6) 定款の変更
- (7) 解散
- (8) 公益認定の取消し等に伴う贈与
- (9) 残余財産の処分
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第23条 通常総会は、法人法第36条第1項の規定による定時社員総会として毎年度5月に1回開催する。

2 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、会長に対し招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会長に対し招集の請求があったとき。

(招集)

第24条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、14日前までに、会員に対して通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第26条 総会は正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第27条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、出席した正会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 計算書類等の承認

(2) 長期借入金の借入れ

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、正会員総数の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 役員の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) 公益認定の取消し等に伴う贈与

(6) 残余財産の処分

(7) その他法令で定める事項

(議決権の行使)

第28条 やむを得ない理由のため総会に出席することができない正会員は、あらかじめ

通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印しなければならない。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第30条 アカデミーに理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
3 必要に応じて理事会の中に専門委員会を置くことができる。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項について決議する。

- (1) アカデミーの会務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常任理事の選定及び解職
- (4) 事業計画及び予算の承認
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の決議した事項の執行に関すること
- (7) その他総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第32条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から、会長に対し、理事会の目的である事項を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号又は第3号に該当する場合は、当該請求があった日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、理事会の7日前までに各理事、各監事及び各顧問に対して通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会への報告)

第36条 会長及び常任理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第6章 財産及び会計

(財産の構成)

第38条 アカデミーの財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第39条 アカデミーの財産に関し必要事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(経費の支弁)

第40条 アカデミーの経費は、財産を持って支弁する。

(事業計画及び予算)

第41条 アカデミーの事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の承認を受けた事業計画書及び収支予算書については、通常総会において報告する。

(事業報告及び決算)

第42条 アカデミーの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書（以下、「計算書類」という。）の附属明細書

(6) 財産目録

(計算書類等の総会への提出)

第43条 会長は、第42条の承認を受けた計算書類及び事業報告を通常総会に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出された計算書類は、通常総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の規定により提出された事業報告の内容を通常総会に報告しなければならない。

(長期借入金)

第44条 アカデミーが資金の借入れをしようとするときは、当該事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第45条 アカデミーの事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会の決議によらなければ変更することができない。

(解散)

第47条 アカデミーは、法令の規定によるほか、総会の決議により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第48条 アカデミーが公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消

滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第49条 アカデミーが清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 事務局

（設置等）

第52条 アカデミーの事務を処理するために、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長には常任理事を充てる。
- 4 事務局長以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

（備付け帳簿及び書類）

第53条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 理事、監事及び職員の名簿
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

第9章 雑則

（公告の方法）

第54条 アカデミーの公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、

官報に掲載する方法による。

(委任)

第55条 この定款に定めるもののほか、アカデミーの運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

付 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は大村智、副会長は古屋忠彦及び前田秀一郎、常任理事は功刀能文とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第45条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

付 則

- 1 この定款は、令和5年5月31日から施行する。

付 則

- 1 この定款は、令和7年5月30日から施行する。